

熊野町告示第 1 1 5 号

本町の賦課徴収に係る書類の送達を受けるべき者の住所、居所及びその他送達すべき場所が不明であることが判明したため、介護保険法第 1 4 3 条の規定により準用する、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、送達すべき書類は、熊野町役場健康福祉部高齢者支援課においてこれを保管し、送達を受けるべき者からの申出があれば、直ちにこれを交付する。

令和 8 年 8 月 7 日

熊野町長 三 村 裕 史

年度	費目	期別	通知書番号	住所	氏名
8	介護保険料	全期	7 0 6 2	広島県安芸郡熊野町貴船	HATTA EU GENIA DE S I L V A